

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月8日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社レダグループホールディングス
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート4F
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート4F
【電話番号】	03-3222-0022
【事務連絡者氏名】	経営統括本部 関本 憲洋
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社レダグループホールディングス (東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート4F) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社レダグループホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社カーチスホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社カーチスホールディングス

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

2023年5月11日（木曜日）から2023年6月7日（水曜日）まで（20営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,111,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（3,111,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計

（3,133,510株）が買付予定数の上限（3,111,500株）を超えましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書（2023年5月24日提出の公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。）に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2023年6月8日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	3,133,510（株）	3,111,500（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	3,133,510	3,111,500
（潜在株券等の数の合計）	—	（—）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	112,972
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	7,710
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2022年9月30日現在)(個)(g)	205,408
買付け等後における株券等所有割合 ($((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	58.27

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2022年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2023年2月9日に提出した第36期第3四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2023年5月10日に公表した「2023年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年3月31日現在の対象者株式の発行済株式総数(24,087,009株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(3,374,829株)を控除した対象者株式数(20,712,180株)に係る議決権数(207,121個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ. 計算方法

応募株券等の数の合計(3,133,510株)が買付予定数の上限(3,111,500株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

ロ. 計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主等からの買付け等をする株券等の数の合計は3,111,500株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	31,115.00	(A)
応募株券等に係る議決権の数	31,335.10	(B)
あん分比率	0.9929759279	(A)/(B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数 (株)	1 単元未満の 株式数を四捨 五入 (株)	(3)により切上 げられた単元未 満株式数 (株)	買付株式数 の増減 (株)	最終買付株 式数 (株)	応募株主に返 還する株式数 (株)	件数 (件)
1	3,111,500	3,089,644.60	3,089,600	-44.60		3,089,600	21,900	1
2	15,000	14,894.64	14,900	5.36		14,900	100	1
3	5,800	5,759.26	5,800	40.74		5,800	0	1
4	1,100	1,092.27	1,100	7.73		1,100	0	1
5	100	99.30	100	0.70		100	0	1
6	10	9.93	0	-9.93		0	10	1

(注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しています。

以 上